平成２３年（フ）第４６０号
静岡県浜松市南区飯田町748番地　コーポラス飯田303、住民票上の住所静岡県浜松市南区白羽町2785番地の２　Ｃ13―101
破産者　渡邊　貴子
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
静岡県菊川市和田798番地の２
破産者　岩堀　　武
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
静岡県菊川市和田798番地の２
破産者　岩堀　花枝
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第６０１号
大津市茶が崎５番６―907号、前住所岩手県宮古市磯鶏沖８番24号
破産者　細越　寿雄
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３２号
滋賀県高島市新旭町針江421番地１
破産者　海東つや子
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５７６号
京都府八幡市川口浜73番地の17
破産者　林忠義こと　史　　忠㐂
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３５８４号
大阪市阿倍野区阪南町１―39―７、住民票上の住所大阪市浪速区幸町３丁目３番６号
破産者　小宮山正人
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９９号
奈良市油阪町423番地、開始決定時の住所奈良市法蓮町693―２　レオパレス法蓮町第３―201号
破産者　中西　　剛
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第９１２号
広島市安佐北区口田南６丁目23番４号
破産者　杉山　繁昌
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４５２号
香川県高松市中山町74番地４
破産者　山下　美保（旧姓大月）
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３３２号
長崎県長崎市大園町14番２―301号
破産者　中山　人美
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８６号
大分県豊後大野市三重町小坂3969番地122
破産者　羽田野　聖
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２８号
群馬県利根郡みなかみ町入須川2539番地
破産者　金井　保美
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第４０４号
静岡県島田市旗指140番地の１　フローラ杉本206号室
破産者　久保田勝也
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９４２号
札幌市手稲区星置１条１丁目16番28号、開始決定時の住所札幌市中央区南七条西23丁目１番15―1022号
破産者　釼谷　　誠
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１２４号
札幌市北区新琴似11条８丁目５番１号　ウエスト・ビレッジ118―103号
破産者　吉田　忠明
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０４号
釧路市阿寒町北町２丁目21番７号
破産者　福田　修一
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第８９７号
埼玉県狭山市水野304―19　伊藤和英方、住民票上の住所埼玉県狭山市大字水野218番地の44
破産者　村田　裕子
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８９８号
埼玉県狭山市水野304―19　伊藤和英方、住民票上の住所埼玉県狭山市大字水野218番地の44
破産者　村田　益美
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部